

日中一時支援事業について

丹波市では、障がいのある方（児童も含む。）の日中活動の場を提供し、家族の一時的な休息を確保することを目的とし、日中一時支援事業を実施しています。

1. 利用のための手続き

- (1) 日中一時支援事業利用登録申請書に必要事項を記載のうえ、市役所の窓口（支所等を含む。）まで提出ください。



- (2) 市役所から利用承認決定通知書が届いたら、利用が可能です。（利用の際には利用事業所に利用承認決定通知書を提示ください。）



- (3) 利用したい日の1週間前までに、利用したい事業所に直接空き状況を確認してください。（急な利用連絡のときや利用が多いときなどは、利用できない場合があります。）



- (4) ご利用後は、利用事業所が依頼される方法で所定の利用料をお支払いください。

2. 利用可能事業所（下表のうち利用したい事業所に直接連絡ください。）

事業所名	住所	連絡先	年齢・対応障がい条件等
みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	0795-77-0094	全 全年齢対応 可
春日学園	丹波市春日町野村65-1	0795-75-1080	知 18歳以上対応 不可
春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	0795-75-0366	全 全年齢対応 可
ポプラの家	丹波市柏原町柏原4283-4	0795-73-0501	知 全年齢対応 可
やすらぎスペース有悠	丹波市氷上町成松321-1	0795-80-4850	全 全年齢対応 可

【表内の記号について】

全…全障がいに対応可 肢…肢体不自由者対応可 知…知的障がい者対応可

※市外の事業所

くれよん（多可郡多可町）、いちれつ学園（多可郡多可町）

ホットホーム穏樹（西脇市）、ゆいまーる（西脇市）

丹南精明園（丹波篠山市）、古民家ホームなないろ（西脇市）

3. 利用料（利用された事業所に直接お支払いください。）

平成23年4月1日から

	市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護世帯
1回の利用が4時間以下	150円	無料	無料
1回の利用が4時間を超え 8時間以下	400円		
1回の利用が8時間を超える	650円		
入浴の利用（1回）	50円		
送迎の利用（片道）	50円		

4. お問い合わせ

〒669-3602 丹波市氷上町常楽211番地

丹波市役所 福祉部 障がい福祉課

TEL：0795-88-5262（直通）

FAX：0795-88-5283

